

重要事項説明書

訪問看護

介護予防訪問看護

利用者： _____ 様

医療法人 寺尾会

事業者：北くまもと訪問看護ステーション

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書 [令和6年 7月 1日現在]

1 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

事業所名：北くまもと訪問看護ステーション TEL：096-346-1500 担当 植野 祐佳

その他の相談窓口 ※熊本市 高齢介護福祉課 TEL：096-328-2347
※熊本県国民健康保険団体連合会 TEL：096-214-1101(苦情相談窓口)
※北区福祉課 高齢福祉係 TEL：096-272-1118

2 訪問看護ステーションの概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	北くまもと訪問看護ステーション
所在地	熊本県熊本市北区飛田4丁目3-81
介護保険事業所番号	訪問看護(熊本市4360191508)
サービス提供地域	熊本市北区・西区・中央区

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日
営業時間	8:30～17:30
サービス提供対応日	年中全て対応
サービス提供対応時間	6:00～22:00(通常時間帯以外でもサービス提供は可能です)

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	正看護師	1名	名	1名
看護師	正看護師	8名	2名	10名
看護師	准看護師	2名	0名	2名
理学療法士	理学療法士	1名	1名	2名

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3 事業の目的、運営方針

<事業の目的>

要介護状態と認定された利用者様に対して、看護のサービスを提供し、居宅において利用者様が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。

<運営の方針>

24時間体制で、利用者様の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

4 訪問看護・介護予防訪問看護 居宅サービスについて

1. 病状の観察・経過観察・血圧・体温・脈拍等のチェック、医学的観点からの指導やアドバイス等を行うと共に、緊急性が必要な場合は、主治医との連携や緊急時の対応を行う
2. 療養上のお世話
身体の清潔の保持、入浴介助、食事・排泄のコントロールや相談助言、服薬管理

3. 創処置、主治医指示による、軟膏・創処置・褥瘡予防や工夫指導、経過処置
4. 居宅生活上のリハビリテーション・拘縮予防・機能回復・維持の為の訓練等
5. 医療機器等の管理
在宅酸素、人工呼吸器、吸引処置、カテーテル留置等の管理
6. 医師の指示による在宅での補液等の管理、血糖値管理
7. ターミナルケア（終末期ケア）
疼痛コントロール、看取りの看護、御家族等への支援
8. 認知症のケア、予防、相談、事故防止、工夫等のアドバイス
他、介護予防、低栄養、脱水、機能低下、閉じ込めり等の御家族への支援、相談対応
9. 精神障害者のケア

5 サービスの利用方法と保険の関係

・介護保険での訪問看護・介護予防訪問看護

- ① 65歳以上の第1号被保険者で介護認定審査の結果、要支援又は要介護と認定された方
- ② 40歳以上65歳未満の第2号被保険者（特定疾病）で介護認定審査の結果、要支援又は要介護と認定された方

※訪問看護は、介護保険法が健康保険法等に優先するために、介護保険の要介護等被保険者は、介護保険制度の訪問看護となります。但し、要介護（要支援）であっても以下の場合には、健康保険での訪問看護となります。

・健康保険での訪問看護・介護予防訪問看護

- ① 40歳までの医療保険加入者
- ② 40歳上65歳未満の16特定疾病及び65歳以上の方で、要支援・要介護に該当しない方
- ③ 要支援・要介護のうち
 - ・ がん末期
 - ・ 厚生大臣が定める特定疾病（医療の訪問看護と定めている疾病）
 - ・ 中心静脈栄養の方
 - ・ 気管切開利用者、真皮を越える褥瘡の方（2週毎/月2回）
 - ・ 3日以上在宅での末梢補液（特別指示書 1週間毎/2回）
 - ・ ターミナル期、終末期（特別指示書 1回/月 2週間まで）
 - ・ 急性増悪期（特別指示書 1回/月 2週間まで）
 - ・ 退院直後の事由による方（特別指示書 1回/月 2週間まで）
- ④ 精神科訪問看護（認知症は除く）

※ 介護保険も医療保険も、掛かり付け医から訪問看護が必要と認めた方に対して、医師の指示書が交付され、訪問看護の利用が可能となります。

6 費用について

●介護保険での費用について

(1) 訪問看護費・介護予防訪問看護費（令和6年6月改訂）

	訪問看護	介護予防訪問看護
20分未満（24時間体制、20分以上/週1回）	314単位	302単位
30分未満	471単位	451単位
30分以上60分未満	821単位	794単位
60分以上90分未満	1,128単位	1,090単位
理学療法士・作業療法士または言語聴覚士の場合	294単位	284単位

○准看護師の訪問含む場合は所定額の90/100

○事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者訪問は所定額の 90/100

○上記以外の建物に居住する利用者を訪問する場合は、当該建物に居住する利用者が 20 人以上であるものについて所定額の 90/100

○介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(2) その他、加算

① 早朝・夜間加算	基本単位の	25/100 加算
② 深夜加算	基本単位の	50/100 加算
③ 複数名訪問加算 I	30 分未満	254 単位
	30 分以上	402 単位
④ 長時間訪問看護加算		300 単位
⑤ 緊急時訪問看護加算 (月 1 回)		600 単位
⑥ 特別管理加算 I (月 1 回)		500 単位
⑦ 特別管理加算 II (月 1 回)		250 単位
⑧ 初回加算 I		350 単位
⑨ 初回加算 II		300 単位
⑩ 退院時共同指導加算		600 単位
⑪ ターミナルケア加算		2500 単位
⑫ 看護・介護職員連携強化加算 (月 1 回)		250 単位
⑬ 看護体制強化加算 II (月 1 回)		200 単位
⑭ サービス提供体制強化加算 (1 回につき)		3 単位
⑮ 口腔連携強化加算 (月 1 回)		50 単位

●医療保険での費用について

※ご加入の医療保険負担割合によります。

1. 後期高齢者医療費保険証をもっている方

一般の方	訪問看護に要する費用の 1 割	後期高齢医療費保険者証に記載
一定以上所得の方	訪問看護に要する費用の 3 割	

2. その他の医療保険の方

医療保険で定める報酬に基づいて負担額の請求を行います。

※訪問看護には**基本療養費・管理療養費**があります。

訪問看護基本療養費 精神科訪問看護基本療養費	+	訪問看護 管理療養費	+	訪問看護 情報提供療養費	+	ターミナル 療養費
+		+				
加算		加算				

1, 訪問看護基本療養費

(1) 訪問看護基本療養費 I

	看護師	准看護師
週 3 日まで	5,550 円×訪問日数	5,050 円×訪問日数
週 4 日目以降	6,550 円×訪問日数	6,050 円×訪問日数

(2) 訪問看護基本療養費 II (同一建物居住者)

	看護師	准看護師
週 3 日まで	2,780 円×訪問日数	2,530 円×訪問日数
週 4 日目以降	3,280 円×訪問日数	3,030 円×訪問日数

- (3) 訪問看護基本療養費Ⅲ (外泊中の訪問看護) 8,500円 (1回/日)
 ※厚生労働大臣が定める疾患の利用者が在宅療養に備えた
 一時的な外泊をされる方で、訪問看護が必要な場合

(4) 加算

- ① 緊急時訪問看護加算 1日につき2,650円×緊急訪問日数 (14日迄)
 15日目以降2,000円
- ② 難病等複数回訪問加算 2回/日4,500円
 3回以上/日8,000円
- ③ 長時間訪問看護加算 (90分を超える訪問看護) 5,200円 (週1回)
- ④ 複数名訪問看護加算 (1人以上の看護職員との同行)
 ・看護師等との訪問 4,500円 (週1回)
 ・准看護師との訪問 3,800円 (週1回)
 ・看護補助者との訪問 1日に1回 3,000円
 1日に2回 6,000円
 1日に3回以上 10,000円

(別表7,8及び特別指示の場合は週4回以上訪問可)

〈対象となる利用者〉

- ・末期の悪性腫瘍等、厚生労働大臣が定める状態の方
- ・特別訪問看護指示書期間中の方
- ・特別な管理を必要とする方
- ・暴力行為に著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められる方

- ⑤ 夜間・早朝訪問看護加算 2,100円×緊急訪問日数
- ⑥ 深夜訪問看護加算 4,200円×緊急訪問日数
- ⑦ 機能強化型訪問看護管理療養費3 8,400円 (月の初日の訪問の場合)

2, 精神科訪問看護基本療養費について

(1) 精神科訪問看護基本療養費Ⅰ

		看護師	准看護師
週3日まで	30分以上	5,550円×訪問日数	5,050円×訪問日数
	30分未満	4,250円×訪問日数	3,870円×訪問日数
週4日目以降	30分以上	6,550円×訪問日数	6,050円×訪問日数
	30分未満	5,100円×訪問日数	4,720円×訪問日数

(2) 精神科訪問看護基本療養費Ⅱ

※グループホームおよびケアホーム、障害者支援施設、福祉ホーム、精神障害者社会復帰施設に入所している複数の者に対して同時に行う。

保健師、看護師又は作業療法士 (准看護師は除く) 1,600円/日×訪問日数

・3時間を超えた時間については、5時間を限度として、1時間又はその端数を増すごとに400円加算する。(介護保険の訪問看護と併算定可)

(2) 訪問看護基本療養費Ⅲ (同一建物居住者)

		看護師	准看護師
週3日まで	30分以上	2,780円×訪問日数	2,530円×訪問日数
	30分未満	2,130円×訪問日数	1,940円×訪問日数
週4日目以降	30分以上	3,280円×訪問日数	3,030円×訪問日数
	30分未満	2,550円×訪問日数	2,360円×訪問日数

(4) 訪問看護基本療養費Ⅳ (外泊中の訪問看護) 8,500円 (1回/日)

※特別管理加算や厚生労働大臣が定める疾患等の場合は2回)

(5) 加算

- | | | |
|---|------------------------------|---------------|
| ① | 精神科緊急時訪問看護加算 (1日につき) | 2,650円×緊急訪問日数 |
| ② | 長時間精神科訪問看護加算 (1回につき) | 5,200円×訪問日数 |
| ③ | 複数名精神科訪問看護加算 (30分未満を除く) | |
| | ・保健師・看護師と他の保健師・看護師・作業療法士との訪問 | |
| | 1日に1回の場合 | 4,500円 |
| | 1日に2回の場合 | 9,000円 |
| | 1日に3回以上 | 14,500円 |
| | ・同上と准看護師との訪問 | |
| | 1日に1回の場合 | 3,800円 |
| | 1日に2回の場合 | 7,600円 |
| | 1日に3回以上 | 12,400円 |
| | ・同上と看護補助者又は精神保健福祉士との訪問 | |
| | (1回/週) | 3,000円 |
| ④ | 夜間・早朝訪問看護加算 | 2,100円×訪問日数 |
| ⑤ | 深夜訪問看護加算 | 4,200円×訪問日数 |
| ⑥ | 精神科複数回訪問加算 | |
| | 1日に2回 | 4,500円×訪問日数 |
| | 1日に3回以上 | 8,000円×訪問日数 |

(※精神科重症患者早期集中支援管理料を算定する方が対象)

3, 訪問看護管理療養費について

(1) 訪問看護管理療養費①

- ・ 月の初回訪問時 7,440円
- ・ 2日目以降 3,000円

訪問看護管理療養費②

2,500円 (1日につき)

(2) 加算

- | | | |
|---|---------------------------|---------------|
| ① | 24時間対応体制加算 | 6,800円 (月1回) |
| ② | 退院時共同指導加算(がん末期等は2回まで可) | 8,000円 (月1回) |
| | 更に特別管理指導加算 (特別管理加算の対象) | 2,000円 (月1回) |
| ③ | 退院支援指導加算 (退院日) | 6,000円 |
| ④ | 在宅患者連携指導加算 | 3,000円 (月1回) |
| ⑤ | 在宅患者緊急時等カンファレンス加算 | 2,000円 (月2回) |
| ⑥ | 精神科重症患者支援管理加算 | |
| | イ 精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する利用者 | 8,400円 |
| | ロ 精神科在宅患者支援管理料2のロを算定する利用者 | 5,800円 |
| ⑦ | 特別管理加算 I | 5,000円 (1回/月) |
| | 特別管理加算 II | 2,500円 (1回/月) |
| ⑧ | 訪問看護情報提供療養費 1又は3 | 1,500円 |
| ⑨ | 看護・介護職員連携強化加算 | 2,500円 (1回/月) |

4, その他

- | | | |
|---|---|-----------------|
| ① | 訪問看護情報提供療養費 | 1,500円 (1回/月) |
| ② | 訪問看護ターミナルケア療養費 I | 25,000円 |
| | 訪問看護ターミナルケア療養費 II | 10,000円 |
| | ※在宅で死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアで、24時間以内に在宅以外での死亡含み、介護保険の訪問看護と通算可 | |
| ③ | 訪問看護ベースアップ評価料 I | 780円/月 |
| | 訪問看護ベースアップ評価料 II | 前年度実績に応じて変動します。 |

7 その他の費用

- ①衛生材料や交通費は実費となります。
- ②死亡時にはエンゼルケアを実施させていただいた場合、費用は20,000円(課税 別途消費税)実費となります。
- ③看護手技料 50,000円(1回/月・課税 別途消費税)

8 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合の交通費。

通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収させていただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から往復1キロメートル当たり10円加算させていただきます。

9 キャンセル料金

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

(連絡先：北くまもと訪問看護ステーション TEL：096-346-1500)

① ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
② 利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の50%

10 料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月15日までに当月分の料金を請求いたしますので、指定する期日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。

11 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ・ 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ・ 利用者又は家族からの金銭、飲食の授受
- ・ 利用者の同居家族に対するサービスの提供
- ・ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ・ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため、緊急をやむを得ない場合は除く)
- ・ 利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

12 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名(続柄)	()
	連絡先	

13 当法人の概要

(1) 医療法人 寺尾会の概要

- | | |
|--------------|------------------|
| ① 名称 | 医療法人 寺尾会 |
| ② 代表者役職・氏名 | 理事長 寺尾 幹 |
| ③ 主たる事務所の所在地 | 熊本県熊本市北区小糸山町 759 |

(2) 運営方針

医療法人 寺尾会は、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅事業とそれに付随する介護保険事業を通じて、「ご利用者・ご家族・地域の皆様」の生活の向上に寄与すべく努めます。

【事業所】

熊本県熊本市北区飛田 4 丁目 3-81
北くまもと訪問看護ステーション（介護保険事業所番号 4360191508）

重要事項説明者

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名

署名代行事由：

